

島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内で新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症をいう。）の発生に伴い、小学校等（または通所介護等）が臨時休業となったことに伴い、子ども（または親）の世話などのために社会福祉施設及び福祉サービス提供事業所（以下「社会福祉施設等」という。）で働く介護職員等が休まざるを得ない場合に、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣することにより、社会福祉施設等のサービスが継続的に提供できるようにすることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 平成27年7月27日社援発第0727第2号（第12次改正：令和2年9月7日社援発0907第2号）厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」の（別添26）「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業実施要領」（以下「実施要領」という。）3事業内容（4）特別対策事業に基づき、県内に所在する社会福祉施設等（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に限る）を経営する法人等が実施する島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額（寄付金を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式第2号により、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1号による申請書を知事が指定する日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続き従い、速やかに行うものとする。

(実績報告)

第8条 事業に係る実績報告は、別紙様式第3号による報告書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業終了後1ヶ月以内又は令和3年3月31日のいずれかの早い日までとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認めた場合は、概算払いをすることができる。

2 補助事業者が補助金の概算払いを受けようとするときは、速やかに別紙様式第4号を知事へ提出しなければならない。

付則 この要綱は、令和2年11月2日から施行し、4月1日から適用する。

(別表)

1 補助事業	2 事業者	3 基準額	4 対象経費
島根県社会福祉施設等応援職員派遣事業	県内に所在する社会福祉施設等を経営する法人等であって、別に知事が定めるもの	必要と認める額	事業の実施に必要な旅費（派遣元の定める旅費規程による）、損害保険料

【（別表）にある別に知事が定めるもの】

（別表）にある別に知事が定めるものは、以下の事業を経営するものとする。

社会福祉事業一覧表

<第一種社会福祉事業>

- 救護施設
- 更生施設
- 宿所提供施設
- その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- 生計困難者に対し助葬を行う事業
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 児童養護施設
- 障害児入所施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 障害者支援施設
- 婦人保護施設
- 授産施設を経営する事業
- 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、または生活に関する相談に応ずる事業
- 生活困窮者就労訓練事業
- 障害児通所支援事業
- 障害児相談支援事業
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業

- 小規模住居型児童養育事業
- 小規模保育事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 助産施設
- 保育所（保育所型認定こども園を含む）
- 児童厚生施設
- 児童家庭支援センター
- 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業
- 母子家庭日常生活支援事業
- 父子家庭日常生活支援事業
- 寡婦日常生活支援事業
- 母子・父子福祉センター
- 母子・父子休養ホーム
- 老人居宅介護等事業
- 老人デイサービス事業
- 老人短期入所事業
- 小規模多機能型居宅介護事業
- 認知症対応型老人共同生活援助事業
- 複合型サービス福祉事業
- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 老人介護支援センター
- 障害福祉サービス事業
- 一般相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 身体障害者生活訓練等事業
- 手話通訳事業
- 介助犬訓練事業
- 聴導犬訓練事業
- 身体障害者福祉センター

- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 視聴覚障害者情報提供施設
- 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 隣保事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業